

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																
<p>1 豊能町木代地区で発生した土砂崩落の概要等</p> <p>(1) 土砂崩落の概要</p> <table border="1" data-bbox="261 598 1344 968"> <tr> <td>発生日時</td> <td>平成26年2月25日（火）19時40分頃</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td>豊能町木代（府道余野茨木線沿い）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>民有地内で不法（砂防法違反）に投棄された土砂が崩落。隣接する府道余野茨木線約100mが土砂に覆われ、300m区間を通行止め（平成26年7月31日まで）。人的被害なし。近隣の約1,300世帯が一時停電。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>崩落した土砂と合せて積み上げられていた土砂は約14万m<sup>3</sup>。許可内容と逸脱した行為を行っていたため、是正指導を繰り返すもこれに従わず、度重なる小規模崩落を引き起こしていたことから、許可の取り消し手続中であった。</td> </tr> </table> <p>(2) 行為者に対する砂防法（大阪府砂防指定地管理条例）許可の概要</p> <table border="1" data-bbox="261 1073 1344 1339"> <tr> <td>申請者</td> <td>株式会社A（以下、行為者という。）</td> </tr> <tr> <td>申請箇所</td> <td>豊能郡豊能町木代15-1外4筆、茨木市大字上音羽93番2外2筆</td> </tr> <tr> <td>行為</td> <td>（面積、切土・盛土の高さ）0.54ha・6mの切土 （目的）農用地等その他の土地造成</td> </tr> <tr> <td>許可日</td> <td>平成24年10月24日 ⇒平成26年3月13日許可取消 ※違反内容：行為区域逸脱（約2ha）、盛土高さの逸脱（24mの盛土）</td> </tr> </table> <div data-bbox="261 1377 1213 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考                      ≪平成26年2月27日 囲み取材における知事コメントより≫                      対応が遅かった、対応にスピード感が無く、府として反省すべき</p> </div> <p>(3) 道路復旧工事及び土砂崩落対策の概要</p> <p>府は、府道余野茨木線の復旧工事を行うとともに、行為者に代わり緊急仮設道路設置工事、木代地区の近隣住民に対する助成及び土砂を仮置した農地の復旧工事等を行っている。</p> <p>これらに要した府の支出（今後要すると見込まれる費用を含む。）は、次のとおり。</p>	発生日時	平成26年2月25日（火）19時40分頃	発生場所	豊能町木代（府道余野茨木線沿い）	内容	民有地内で不法（砂防法違反）に投棄された土砂が崩落。隣接する府道余野茨木線約100mが土砂に覆われ、300m区間を通行止め（平成26年7月31日まで）。人的被害なし。近隣の約1,300世帯が一時停電。	備考	崩落した土砂と合せて積み上げられていた土砂は約14万m <sup>3</sup> 。許可内容と逸脱した行為を行っていたため、是正指導を繰り返すもこれに従わず、度重なる小規模崩落を引き起こしていたことから、許可の取り消し手続中であった。	申請者	株式会社A（以下、行為者という。）	申請箇所	豊能郡豊能町木代15-1外4筆、茨木市大字上音羽93番2外2筆	行為	（面積、切土・盛土の高さ）0.54ha・6mの切土 （目的）農用地等その他の土地造成	許可日	平成24年10月24日 ⇒平成26年3月13日許可取消 ※違反内容：行為区域逸脱（約2ha）、盛土高さの逸脱（24mの盛土）	<p>1 砂防指定地巡視要領（平成6年制定）において、毎年度当初、管轄区域内の巡視計画を作成し、それに基づく巡視の日時、内容、事後の対応等を日報に記録し、所長に報告することとなっているが、池田土木事務所においては、平成27年度までの巡視計画が作成されていなかった。また、規定様式による巡視日報が作成されていなかった。</p> <p>平成28年度においては、巡視計画は作成されているが、「無許可行為や許可施工状況に異変などが無い場合は、巡視日報に記載することを要しない」ことを定め、規定様式による巡視日報が作成されていない。</p> <p>2 砂防指定地監督処分要綱が策定されたが、処分の対象を「人命及び生活に及ぼす影響が大きいとき」とする等、どのような状況を指すのか不明確な部分がある。</p> <p>3 道路復旧工事及び対策に要する最終的経費13億8,856万余円に対し、平成28年12月末時点の回収額は、2万余円となっている。</p> <p>行為者の関係者及び利害関係者に対する共同不法行為者としての調査が十分でない。</p>	<p>1 都市整備部河川室河川環境課は、各土木事務所において、砂防指定地管理事務が根拠規定に基づき適切に実施されているか適宜確認されたい。</p> <p>また、巡視日報に係る池田土木事務所の平成28年度の運用が適切かどうか、情報共有の在り方も含め、早急に検討されたい。</p> <p>2 砂防指定地監督処分要綱及び砂防指定地巡視要領の内容について、監督処分を行う上での判断基準の明確化等、意思決定の面で改善すべき部分がないか点検し、必要な対応を行われたい。</p> <p>3 債務者の範囲について、専門家の意見を聞きながら十分検討し、適切な債権回収・管理に取組まれたい。</p>
発生日時	平成26年2月25日（火）19時40分頃																	
発生場所	豊能町木代（府道余野茨木線沿い）																	
内容	民有地内で不法（砂防法違反）に投棄された土砂が崩落。隣接する府道余野茨木線約100mが土砂に覆われ、300m区間を通行止め（平成26年7月31日まで）。人的被害なし。近隣の約1,300世帯が一時停電。																	
備考	崩落した土砂と合せて積み上げられていた土砂は約14万m <sup>3</sup> 。許可内容と逸脱した行為を行っていたため、是正指導を繰り返すもこれに従わず、度重なる小規模崩落を引き起こしていたことから、許可の取り消し手続中であった。																	
申請者	株式会社A（以下、行為者という。）																	
申請箇所	豊能郡豊能町木代15-1外4筆、茨木市大字上音羽93番2外2筆																	
行為	（面積、切土・盛土の高さ）0.54ha・6mの切土 （目的）農用地等その他の土地造成																	
許可日	平成24年10月24日 ⇒平成26年3月13日許可取消 ※違反内容：行為区域逸脱（約2ha）、盛土高さの逸脱（24mの盛土）																	

《平成25年度から平成27年度までに要した費用（A）》

項目	金額	備考
府道余野茨木線復旧工事費	73,775,208円	府道余野茨木線の道路上に堆積した土砂の撤去費用、通行止めに係る交通誘導等の警備費用等。(道路法第58条第1項の規定による費用負担命令(原因者負担金))
土砂崩落対策関連経費	1,006,859,498円	土砂崩落対策緊急仮設道路他設置工事等、木代地区住民助成費用、道路防災工事等
合計	1,080,634,706円	

《平成28年度に要すると見込まれる費用（B）》

項目	金額	備考
土砂崩落対策関連経費	78,000,000円	借地した農地の復旧工事、測量等

《平成29年度に要すると見込まれる費用（C）》

項目	金額	備考
土砂崩落対策関連経費	229,930,000円	借地した農地の復旧工事、測量等

《総額（A）＋（B）＋（C）》

項目	金額
府道余野茨木線復旧工事費	73,775,208円
土砂崩落対策関連経費	1,314,789,498円
合計	1,388,564,706円

2 債権回収・管理について

府道余野茨木線の復旧工事費については、道路法第58条第1項の規定により、行為者等に費用負担を命令している（強制徴収公債権）。また、土砂崩落対策関連経費についても行為者等に請求（私債権）し、大阪府債権回収・整理マニュアルに則りそれぞれ債権管理を行っている。

3 砂防指定地の管理について

(1) 土木事務所では、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、一定の条件（傾斜や高さ、人家の密集度等）を満たしている危険な箇所に土砂災害を防ぐための施設の設置や、必要な区域を指定している。

指定区域内の管理のため、それぞれの法律に基づき標柱や標識により指定区域を知らせたり指定区域の状況を監視するためパトロールを行い土砂災害の防止と早期発見に努めている。

(2) 砂防指定地は、砂防法第2条に基づき治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定し、砂防指定地の監視及び砂防施設の管理は都道府県知事が実施することとされており、行為制限の内容等管理に関する規定は、都道府県の条例等により定められ、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる。

大阪府においては、地方自治法第153条第1項の規定により、「府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則」に掲げる事項についての権限が府土木事務所長等の職にある職員に委任されており、砂防指定地の管理は、1ha以上の行為許可を除き、各土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）が行っている。

《府内における砂防指定地の指定状況》

全体の箇所数414件	全体の面積	32,224.17ha
池田土木事務所管内		12,144.49ha
茨木土木事務所管内		8,055.32ha
枚方土木事務所管内		5,529.10ha
八尾土木事務所管内		2,490.52ha
富田林土木事務所管内		2,115.87ha
鳳土木事務所管内		648.44ha
岸和田土木事務所管内		1,240.43ha

4 再発防止への取組について

(1) 条例の整備等制度面の改善

行政処分を実施する際の考え方、判断のよりどころが整理されていなかったことから、大阪府砂防指定地監督処分要綱を制定した。

また、当時の大阪府砂防指定地管理条例（以下「砂防条例」という。）では対象行為が極めて限られるとともに、量刑についても軽きにすぎため、大阪府土砂災害対策審議会における審議を経て、所要の改正を行った。

さらに、建設残土に関連する不法行為対応に関して、府として個別法での指導

参考

《平成26年3月26日 知事記者会見より》

今回の事故は、事業者への指導等に時間がかかり過ぎたというのが原因の一つです。悪質な違反事業者に対して、スピード感をもって対処できるよう、違反行為に対する規制の在り方と監督処分のルールを強化いたしました。今後、悪質な事案にはいたずらに指導を繰り返すことなく、直ちに許可を取り消す等、厳格に対処をいたします。

には限界があることから、抜本的対策を検討すべきとの判断のもと、建設残土の規制部局間調整の結果、環境農林水産部所管事業として、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）の制定、運用体制を構築した。  
 なお、砂防条例の趣旨と土砂条例の目的等を踏まえ、砂防条例の実効性を確保するために、現場における施工に係る管理者の責任体制の明確化を図るなど規制を強化するよう、砂防条例を改正した。

《都市整備部所管分》

名称	施行日等	概要
大阪府砂防指定地巡視要領 (改正)	(平成6年2月1日制定) 平成26年3月26日施行	府砂防指定地管理条例及び同規則の規定に基づき、砂防法第2条に定める砂防指定地の監視及び砂防設備の管理のために必要な巡視及びそれに伴う対応に関し必要なことを定めたもの。 要綱の制定に伴い、所要の改正を行った。
大阪府砂防指定地監督処分要綱	平成26年3月26日制定	監督処分の対象・内容・処分手順などの詳細を定めている。平成27年8月6日に改正を実施し、監督処分を受けた者の公表を追加。
大阪府砂防指定地管理条例 (一部改正)	平成27年3月23日公布 平成27年7月1日施行	罰則規定の拡充、量刑の引き上げ、公表規定の創設、土地所有者の同意及び土地所有者への通知等。
大阪府砂防指定地管理規則 (一部改正)	平成27年6月5日公布 平成27年7月1日施行	土地所有者の同意書様式規定、砂防指定地内における行為等の許可の申請書（資力審査）等の規定、許可に基づく地位の継承等。

《環境農林水産部所管分》

名称	施行日等	概要
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	平成26年12月26日制定 平成27年7月1日施行	土砂の埋立て等を行う者の責務、土砂を発生させる者の責務、土地所有者の責務、命令、公表、罰則等。
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則	平成27年4月3日制定 平成27年7月1日施行	許可を要しない行為、周辺住民への周知、許可の申請、形状及び構造上の基準、土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告、水質検査、標識の記載事項等。

(2) 関係機関との連携強化

平成26年度より、砂防指定区域及び森林区域において、土木事務所と農と緑の総合事務所による合同パトロールの実施をルール化した（平成27年7月からは、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に基づく監視パトロールへ移行）。  
 土砂埋立て等規制連絡協議会を開催し、府関係機関（警察を含む）及び市町村等との情報共有を図っている。

(3) 組織マネジメントの改善

平成26年4月、都市整備部内の所属長を対象にマネジメント研修を実施した。  
 土木事務所にあっては、維持管理課長の管理スパンを平準化するための組織改編、建設課（技術職）による管理課（一般行政職）への技術支援等の改善を行った。

## 措置の内容

- 1 都市整備部河川室河川環境課は、今回の意見を踏まえ、各土木事務所における砂防指定地管理事務について確実な情報共有と円滑な事務運用を確保するため、大阪府砂防指定地巡視要領を改正（平成 31 年 3 月）し、巡視日報については砂防指定地内における無許可行為等違法な行為を発見したとき等に確認した事実を詳細に記載し、違法な行為がないときにも実施日時や巡視者等を簡便な様式に記録するよう改めた。また、要領改正の趣旨や留意点を各土木事務所に周知するため職員研修や説明会等を実施した。その上で、各土木事務所において、砂防指定地管理事務が根拠規定に基づき適切に実施されているかの確認を、都市整備部事務監察実施要綱に基づき毎年度実施している事務監察で徹底することとした。今後とも、各土木事務所において砂防指定地管理事務が根拠規定に基づき適切に実施されるよう、指導・監督に努めていく。
- 2 都市整備部河川室河川環境課は、今回の意見を踏まえ、大阪府砂防指定地監督処分要綱及び巡視要領の内容について、違反行為者に対する監督処分を行う上での判断基準の明確化等、意思決定の面で改善すべき部分がないかの点検を行った。その結果、同要綱においてイラストなどを用い処分の対象をより具体的に記載することで、更なる意思決定の迅速化・的確化を図ることができるかと判断し、新たに「処分の対象となる重大な違反行為であるか否かの考え方」を追記する要綱改正（平成 31 年 3 月）を行った。加えて、七土木所長会や管理課長会議等において違反行為の解釈や判断基準等について認識の共有を図るとともに、違反行為者に対する指導状況に係る本庁への報告についての頻度を土砂崩落後に半期毎から毎月高め、部内関係者間の情報共有や連携を密にしたことにより、意思決定が迅速かつ的確に行われるよう取り組んでいる。
- 3 都市整備部河川室河川環境課と池田土木事務所は、債務者の範囲拡大について、法律の専門家（本府の債権特別回収・整理アドバイザー）の意見を踏まえ、行為者以外の第三者に係る共同不法行為の法律構成を検討するとともに、第三者への聞き取り調査を行ったが、共同不法行為を立証するに足る具体的な事実が確認できず、債務者の範囲拡大は非常に困難であると判断した。  
なお、現債務者に対しては、引き続き毎月の支払の増額を求めていくとともに財産調査を続けるなど、適切な債権回収・管理に取り組んでいく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月4日、同年10月11日及び平成29年1月11日、事務局：平成28年6月20日から同年11月1日）